

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]
[REDACTED]



上記審査請求人から [REDACTED] 付けで提起された上記処分庁の保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、[REDACTED] 付けで行った生活保護法に基づく保護変更決定処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

処分庁から受けた最初の説明と本件処分の内容が違っている。また、請求人が自立更生に費やしている費用があるにもかかわらず、控除として認められずに突然返還を求められた。

以上の理由により、本件処分は違法又は不当である。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) [redacted] 付けで請求人から [redacted] あての [redacted] に対し、
[redacted]
[redacted] あて回答したこと。
- (2) [redacted]、請求人は [redacted] において [redacted]
[redacted] との [redacted] したこと。内容は、相手方が平成23年11月末日までに [redacted] として [redacted] を請求人に支払うというものであったこと。
- (3) [redacted]、処分庁は、処分庁に来所した [redacted] に対し、
[redacted] の有無について尋ね、[redacted] の [redacted] を得ていることを確認し、収入の申告を指導したこと。
収入認定の可否については、処分庁で検討する旨を伝え、資料提出を依頼したこと。
また、[redacted] [redacted] の用途を尋ねたが、[redacted] からは回答がなかったこと。
- (4) [redacted]、[redacted] より、[redacted] による [redacted]
円を [redacted] に受領した内容の収入申告書、[redacted] からの [redacted]
[redacted] の回答、[redacted] 「診断書」、[redacted] 及び [redacted]
[redacted] が提出されたこと。
- (5) [redacted] 処分庁が所内検討会議を開催していること。[redacted]
[redacted] について、既に消費済みであり、消費理由の確認が取れない状況であったが、会議では [redacted] に実施した請求人の病状調査の結果から、[redacted]
[redacted] ためにかかる経費を自立更生にあてられる金銭に該当するかを検討し、該当しないとの結論としたこと。
- (6) [redacted]、処分庁は、処分庁に来所した [redacted] に対し、

所内検討会議の結果に基づき[]は収入認定することを伝えたこと。

- (7) []、請求人から[]あての[]
に対し、[]より、前回の回
答内容は、[]の収入を一律収入認定除外とする趣旨ではなく、自立更
生に要する費用分を収入認定除外するという取り扱いを説明したものである
こと、収入認定除外の程度の判断にあたっては、通常、本人より自立更生計
画書を提出してもらい処分庁が判断すること、処分庁は請求人が申し出た用
途について検討の結果、自立更生に適さないと判断したこと、を回答したこ
と。
- (8) []、処分庁に来所した[]より処分庁に対し、
[]を行うために要した経費を控除するように相談があったこと。
- (9) []、処分庁は、[]及び[]
[]に連絡し、[]を行うために要した経費が計[]円であっ
たことを確認したこと。
- (10) []、処分庁は、請求人が受け取った[]
[]円の内、経費[]円及びその他の収入を認定する場合の控除[]
[]円を控除した[]円を生活保護法（以下「法」という。）第
63条に基づき返還決定していること。
- (11) []、処分庁は、請求人宅を訪問し、[]
[]付本件処分の保護変更（決定）通知書を渡し、内容を説明していること。
- (12) 本件処分の決定通知書には、決定の理由として、「[]の内、経費を控
除した[]円については、法第63条を適用し」、請求人が受けた
「保護金品に相当する金額の範囲内において、全額返還とする。」と記載さ
れていること。
- (13) []付けで請求人から当庁あて審査請求が提起されたこと。
- (14) []、処分庁から弁明書が提出され、次のとおり弁明し
ていること。

本来、被保護者は、法第61条の規定により、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない規定とされており、請求者にも保護申請時及び保護開始時に届出義務の説明をしている。

インターネット上で請求人が[]を得たことが判明し、平成24年1月に[]に確認したところ[]は既に全額消費済みであった。請求人が[]を得た[]に収入申告を行ってればその時点で収入申告できた。

請求人は収入申告を怠っており、[]に収入が判明した際にも消費理由の説明は無かった。

処分庁では全額収入認定をすることもできたが、請求人の病状等を踏まえ、所内検討会議を開催し、[]を自立更生にあてられる金銭として認定できるか否か検討を行った。

その結果、[]は全額収入認定することとしたが、[]を行うために要した経費は控除を行っており、本件処分に問題はない。

(15) []。請求人から反論書が提出され、次のとおり反論していること。

[]時点では、[]は消費済みではなく、一部を消費済みであり担当者にそのように説明した。

消費の内容は、確認が取れないのではなく、処分庁から確認の連絡すら無かった。

自立更生の用途に供されるものが、例えば、転居等に要する費用等であるならば、賃料の支払いが保護費の支給日では間に合わないため、●月分を●月●日に[]の一部で支払っており、そのことは担当者にも伝えてある。

所内検討会議により[]を自立更生にあてられる金品として認定できるかを検討したとあるが、転居の必要性についての会議の時に、[]をただ収入として認定したとしか思えない。

[]を受け取っていることをブログには書き込んでおらず、ブログにより知ったという内容は疑わしい。

なぜ申告の必要性を教えてくれなかったのか。[]への[]の回答を間違って解釈している事を知っていながら何も言わなかった担当者にも問題がある。

何も伝えないまま、収入申告を怠っていた、という表現を使う処分庁には腹立たしさを感じるとともに、また、このことは請求人の病状を更に悪化させ

るものである。

2 判断

(1) 法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、」「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とされており、資力がありながら保護を受けた場合には、後日、費用返還の義務があることが定められている。

(2) 法第63条の返還額の決定に当たっては、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問13-5の（答）（2）で、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合」には、「次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とされている。

「次の範囲」として、別冊問答集問13-5の（答）（2）エには、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」と示されている。

(3) また、別冊問答集問13-5の（答）（3）において、「返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく」「そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと」とされており、返還額の決定に当たっては慎重な判断が求められている。

(4) 法第24条第2項、同条第5項及び法第25条第2項により決定通知書には、決定の理由を附さなければならないと定められている。

このことについて、別冊問答集問10-14では、理由の付記は、法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあることから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものであるため、決定の理由を周知させるに必要なかつ十分な内容で、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましいとされている。

(5) 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

[illegible]

上記第2-2-(2)のとおり、返還額の決定にあたっては、全額を返還とすることが自立を著しく阻害する場合には、自立更生に要する費用で実施機関が決定した額を控除できるとされている。処分庁は、消費の内容の確認が取れない状況で、[REDACTED]に、請求人の病状調査の結果から[REDACTED]費用が自立更生に要する費用に該当するかについての所内検討会議を開催し、該当しないと結論を出している。

〇〇〇の消費の内容について、処分庁は請求人より消費理由の確認が取れなかった旨を主張し、一方、請求人は処分庁より消費理由の確認を求められなかった旨を主張している。処分庁の記録では、〇〇〇に〇〇〇に〇〇〇の消費用途を聴取したが、〇〇から回答がなかった旨が記載されている。それ以外に消費の内容を問い合わせた記録は無い。

に請求人からの により回答した内容の記録によれば、
では通常は自立更生に要する費用分の収入認定除外の判断にあたっては、自立更生計画書を提出してもらって判断するとしている。さらに、上記第2-2-(3)のとおり、返還額の決定には慎重な判断を求められるものであることを考慮すると、本件処分にあたり、処分庁による請求人に対する消費内容の確認が十分であったとは認められない。よって、請求人のいう処分庁より確認の連絡がなかったとの主張にも理由があると認められる。

また、既に[]が消費済みであったとしても、消費した内容によっては自立更生のための費用として認定できる可能性もあることを考えると消費した内容を確認する必要がある。

上記のとおり請求人より[]の消費内容の確認が取れていない状況で行った所内検討会議での決定に基づき、処分庁が行った本件処分については、請求人の自立更生に充てられた費用に対する検討が不十分であり、取消しを免れないものである。

請求人より自立更生計画書の提出を求める等により[]の消費内容を確認し、改めて自立更生に要する費用に該当するかの検討を行うべきである。

なお、調停を行うために要した経費に関しては、関係機関への調査により内容を把握の上、控除の検討がなされており問題はない。

また、上記第2-2-(4)のとおり決定通知には決定の理由を附さなければならないとされており、その内容はどのような事実に基づいてどのような理由によって行われたものであるのかを、相手方に十分に周知できるものであることが求められる。よって、処分内容及び理由が明確に記載されていなければならないことも付け加えておく。

(6) よって、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成24年 5月30日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清

